

8 新食第464号
令和8年5月22日

関係事業者団体代表者 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

中東情勢の変化等により上昇する原材料・資材価格、エネルギーコスト等の取引条件への適切な反映等について（要請）

中東情勢の変化等による影響から、原油価格が大きく変動しています。原油価格の高騰は、肥料や食品容器包装などの資材価格、物流費などに広範な影響を与えることが懸念されます。さらに、急激なコスト上昇は、農業者や食品企業の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれがあります。

昨今の諸情勢下においても、持続的な食料供給を実現するため、貴団体におかれましては、下記の事項について周知徹底を図るなど、適切な措置を講じていただくよう、要請いたします。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
食料システム連携推進室 適正取引推進班
代表：03-3502-8111（4136）
直通：03-3502-5742

1. 協議の速やかな開始などの食料システム法の遵守

本年4月1日に全面施行された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）においては、飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の事業を行う飲食料品等事業者等に対して、

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直しなど持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力をを行うこと

が努力義務として課せられています（参考1参照）。

また、これらの努力義務が果たされているかを判断する基準となる具体的な行動規範（判断基準）として、

- ① 取引条件に関する協議を求められたときには速やかに協議に応ずること
- ② 取引価格などの取引条件を一方向的に決定しないこと
- ③ 協議の申出や商慣習の見直しの提案のみを理由として、取引の相手方に対して不利益な取扱いを行わないこと 等

を定めており、努力義務の取組が不十分な場合等には、指導などの対象となります。

食料システム法を踏まえ、取引の相手方から、取引価格などの取引条件に関する協議の申出がされた場合には、原材料・資材価格、エネルギーコスト等の上昇分も考慮した上で、誠実かつ速やかに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

2. 協議結果の速やかな反映

中東情勢の変化等による急激なコストの上昇に対して、原材料・資材価格、エネルギーコスト等の上昇分が速やかに取引に反映されないと、事業継続が困難となり、ひいてはサプライチェーン全体での食料供給に支障を来しかねません。このため、取引条件の協議において、条件の見直しについて合意が得られた場合には、速やかにこれを実行に移していただくなど、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

3. 情報受付窓口の周知

農林水産省では、食品等の生産、製造、加工、流通又は販売に携わる皆様から、食料システム法の努力義務違反の疑いがある行為を行っている事業者の情報を受け付ける「食品等の適正取引に関する情報受付窓口」を設置しています（参考2参照）。今般の中東情勢の変化による影響含め、食料システム法の努力義務違反に関する情報を受け付けていますので、貴団体の構成員をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

以上

【参考1】 努力義務・判断基準ガイドブック

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>

【参考2】 食品等の適正取引に関する情報受付窓口

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/zyouhou.html>